最終更新日:2015年4月1日

株式会社T&Dホールディングス
代表取締役社長　喜田哲弘
問合せ先:株式会社T&Dホールディングス 総務部　TEL:03-3434-9111
証券コード:8795
http://www.td-holdings.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

T&D保険グループ(以下「当社グループ」という。)では、「機動的かつ求心力のあるグループ経営を実施できる、効率的で透明性の高い経営体制を目指すこと」をコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。
この考え方に基づき、持株会社である当社は、グループ経営戦略の決定、経営資源の適正な配分や資本政策といった役割を担うとともに、傘下会社である太陽生命保険株式会社、大同生命保険株式会社、T&Dフィナンシャル生命保険株式会社(以下、「生命保険会社3社」という。)を中心として、T&Dアセットマネジメント株式会社及びペット&ファミリー少額短期保険株式会社を加えた5社(以下、「直接子会社」という。)が抱える経営上のリスクを的確に把握し、グループ全体の収益・リスク管理等を徹底するなど、グループ経営管理の体制構築に取組んでおります。一方、独自の経営戦略を有する直接子会社は、自社の強みを活かすマーケティング戦略の決定と事業遂行を通じて、自社の独立性・独自性を最大限発揮し、グループ企業価値の増大に努めております。
上記のとおり、当社グループは、当社と直接子会社の役割と権限を明確化したうえで、グループ経営を推進しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	32,411,000	4.76
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	32,105,300	4.71
株式会社三菱東京UFJ銀行	21,049,450	3.09
ザ　バンク　オブ　ニューヨーク　メロン　エスエーエヌブイ　10	13,122,472	1.93
RBC　IST　OMNIBUS　15. 315　PCT　NON　LENDING　ACCOUNT	11,086,100	1.63
ザ　チェース　マンハッタン　バンク　エヌエイ　ロンドン　エス　エル　オムニバス　アカウント	10,299,040	1.51
ザ　バンク　オブ　ニューヨーク　トリーテイー　ジヤスデツク　アカウント	9,908,188	1.45
株式会社小松製作所	8,167,500	1.20
ステート　ストリート　バンク　アンド　トラスト　カンパニー　505225	7,472,307	1.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	7,154,900	1.05

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

(注) 上記のほか当社保有の自己株式16,629,591株(2.44%)があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	保険業

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
堀　龍兒	学者											
松山　遙	弁護士								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
堀　龍兒	○	―――	一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、また大学教授として培った高度な専門知識、幅広い見識を有していることから、これらの知識・経験を活かし、当社経営に一般株主保護の観点から有益な意見表明を行うことが期待できるため。
松山　遙	○	社外取締役松山遙氏がパートナーを務める日比谷パーク法律事務所と当社との間で現在取引関係はありませんが、当該法律事務所と平成23年11月29日から平成24年6月30日まで法律事務に関する委任	一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、また企業法務に精通した弁護士として高度な専門知識、幅広い見識を有していることから、これらの知識・経験を活かし、当社経営に一般株

		契約を締結し、契約に基づく報酬として5百万円未満を支払った取引がありました。	主保護の観点から有益な意見表明を行うことが期待できるため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明 更新

・当社は、役員の選任及び役員報酬等に関する公正性・妥当性について審議し、経営の透明性の確保、説明責任の向上を図るため、取締役会の下部組織として、指名・報酬委員会を設置しております。

・指名・報酬委員会は、当社及び主な子会社の取締役候補者、監査役候補者及び執行役員の適格性を確認するとともに、役員報酬に関する事項について審議し、取締役会に対して意見具申を行います。

・委員は、取締役社長および社外取締役で構成され、独立性及び中立性を確保するために、委員の過半数を社外取締役から選任しております。また、委員長は、社外取締役の中から、委員の互選により選定することとしております。

・指名・報酬委員会の事務局は総務部に設置し、適時委員会を開催しております。

・取締役会は、指名・報酬委員会の意見具申を受けて、適格性を判断の上、取締役候補者、監査役候補者及び執行役員を選任するとともに、役員報酬に関する事項について決定することとしております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	6 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人との連絡会を平成25年度に5回開催し、監査計画、監査実施状況及び監査結果について、報告を受ける等相互連携を図っております。また、業務監査部との連絡会を平成25年度に12回開催し、内部監査状況等について報告を受け、意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
岩井　重一	弁護士													

小澤　優一	弁護士																	

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩井　重一	○	―――	一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、また弁護士として高度な専門知識、幅広い見識を有していることから、これらの知識・経験を活かし、当社経営に一般株主保護の観点から有益な意見表明を行うことが期待できるため。
小澤　優一	○	―――	一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、また弁護士として高度な専門知識、幅広い見識を有していることから、これらの知識・経験を活かし、当社経営に一般株主保護の観点から有益な意見表明を行うことが期待できるため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

社外取締役・社外監査役各2名すべてを独立役員に指定しています。
なお、社外取締役2名のうち1名については、女性を登用しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬等の額とは別枠として、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、年額100百万円の範囲内で設定しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、子会社の取締役、その他

該当項目に関する補足説明

当社は、企業価値向上への貢献意欲をより一層高めるため、当社および一部の子会社の取締役(社外取締役を除く)および執行役員に対し、株式報酬型ストックオプションを付与することとしております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び事業報告書について、弊社ホームページに掲載し、公衆の縦覧に供しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役（社外取締役を除く。）の報酬等は、月例報酬、賞与及び株式報酬型ストックオプションで構成しております。社外取締役の報酬等は、月例報酬で構成しております。
取締役の報酬等は、平成24年6月27日開催の第8回定時株主総会にて、年額上限額の決議を行い、そのうち取締役の賞与の総額については、取締役会にて年額上限額を決定しております。
また、上記の取締役の報酬等とは別枠として、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の年額上限額を決議しております。
各取締役の月例報酬及び賞与は、取締役会で決定された評価基準に従い、会社業績評価及び担当部門評価に基づく個別評価を実施のうえ決定しております。株式報酬型ストックオプションは、業務執行から独立した立場である社外取締役を除く取締役に対して、企業価値向上への貢献意欲をより一層高めるため、役位に応じた新株予約権を割り当てることとしております。
また、取締役（社外取締役を除く。）は、月額報酬の一定額以上を、役員持株会を通じた自社株購入に充てることとしております。
監査役の報酬等は、月例報酬で構成しております。
監査役の報酬等は、平成24年6月27日開催の第8回定時株主総会にて、年額上限額の決議を行い、その範囲内で、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

・社外取締役への情報伝達、取締役会資料の事前配布及び事前説明等について総務部で実施しております。
・社外監査役への情報伝達、会議資料の提供・説明等について常勤監査役、監査役室及び総務部で実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

・当社は、監査役会設置会社であり、監査役4名のうち2名が、会社法に定める社外監査役です。なお、社外監査役2名とも一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立役員として指定しております。加えて、当社は、会社法第362条第4項第6号に規定する「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」（内部統制システム）の整備の一環として、「取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、当社と利害関係を有しない社外取締役を選任する。」ことを明定しており、社外取締役2名（うち女性１名）を選任しております。なお、社外取締役2名とも一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立役員として指定しております。また当社では、取締役会のガバナンス機能と業務執行機能を強化するため、執行役員制度を導入し、取締役と執行役員の役割を明確化しております。

・当社は社外取締役及び社外監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任額は、1,000万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い金額を限度としております。

・当社の経営及び当社グループの経営管理に関する重要な事項を審議するための機関として「経営会議」を設置し、それに並列して、当社取締役である生命保険会社3社の社長が参加し、グループ戦略及びそれに付随する重要な事項を審議するための機関として「グループ戦略会議」を設置しております。なお、経営に関する当社またはグループ共通の戦略・課題等について、定期的に審議する常設機関として、以下の委員会を設置しております。
〇グループコンプライアンス委員会
当社及びT＆D保険グループのコンプライアンス態勢を強化することを目的に、取締役会の下部組織として設置。
〇グループリスク統括委員会
当社及びT＆D保険グループにおけるリスクを統括管理し、リスク管理の徹底を図ることを目的に、経営会議の下部組織として設置。
〇グループERM委員会
T＆D保険グループの収益・リスク・資本を経済価値ベースで一体的に管理するエンタープライズ・リスクマネジメント（ERM）の推進・充実を通じて、安定的・持続的なグループ企業価値の増大を促進することを目的に、経営会議の下部組織として設置。
〇グループCSR委員会
CSR活動のグループ内連携を一層図り、グループ一体となった取組みを推進していくことを目的に、グループ戦略会議の下部組織として設置。
〇グループIT・事務戦略委員会
IT・事務に関するグループ横断的な課題への対応を図ることを目的に、グループ戦略会議の下部組織として設置。

・平成25年度の諸会議の開催状況は次のとおりです。会社の業務執行に関する意思決定と各取締役の業務執行を監督するため、取締役会を22回、監査役会を14回開催いたしました。また、前述の経営会議を51回、グループ戦略会議を16回、グループコンプライアンス委員会を4回、グループリスク統括委員会を16回、グループERM委員会を13回、グループCSR委員会を3回及びグループIT・事務戦略委員会を6回開催いたしました。

・当社は、当社及び当グループの直接子会社に、他の業務執行部門から独立した内部監査部門を設置しております。各社の内部監査部門では、業務の規模・特性をふまえたリスク・プロファイルに応じた態勢強化に努め、経営目標の効果的な達成に役立つよう、業務執行部門の内部管理態勢の適切性・有効性を検証・評価し、問題点を発見・指摘するとともに、その改善方法に関する提言等を行っております。

また、当社の業務監査部は、直接子会社の内部監査実施状況の監査・モニタリング等を通じてグループ全体の内部管理態勢を把握するとともに、必要に応じて指導・助言することにより、グループ全体の内部監査体制の強化に努めております。
監査役監査につきましては、財務・会計に関する知見を有する監査役を選任しております。また監査役を補佐する専任組織として監査役室を設置し、監査役の要請に応じた人員配置を行っております。
監査役は、取締役会に加えて、経営会議、グループ戦略会議、グループコンプライアンス委員会、グループリスク統括委員会、グループERM委員会等、重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べるとともに、業務監査部、リスク統括部、経営企画部（内部統制担当）から報告を受けることなどを通じて、取締役の職務の執行を監査しております。
グループ各社の監査役からは、各社の監査計画、監査実施状況等について報告を受け、連携しております。また当社は、会計監査人として、新日本有限責任監査法人を選任しております。
なお、業務監査部、監査役及び会計監査人は、連絡会を開催し、監査結果の交換等を通じて密接に相互連携を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

・社外取締役が、中立・独立の立場から、取締役会による業務執行の意思決定が適切かつ効率的に行われていることを監督し、社外監査役が、他の監査役や内部監査・内部統制部門等と緊密に連携し、経営への監視機能を発揮することは、透明性の高い経営体制の構築に資すると考えることから、当社は取締役会による業務執行機能・監督機能及び監査役制度による監査機能を柱とするコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第10回定時株主総会に関し、法定発送期限の8日前に発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	第10回定時株主総会に関し、集中日の1日前に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	平成17年6月より電磁的方法による議決権行使を導入しました。また、平成19年6月より携帯電話による議決権行使を導入しました。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成18年6月より機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを通じた議決権行使を導入しました。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知の英訳版（全訳）を作成しました。
その他	当社ホームページに招集通知及びその英訳版を掲載しました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IR活動におけるIRポリシーを作成、公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会を定期的に実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算及び第2四半期決算開示後に電話会議およびIR説明会を実施、また各四半期決算開示後に電話会議を実施しております。その他定期的に国内IR活動を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	毎年4回程度、海外IR活動を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	説明会配布資料とともに、説明要旨及び質疑応答メモ（日・英）を掲載しております。また、代表者による説明会のプレゼンテーションを動画配信しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部内にIRを専担とするIR課を設置しております。	
その他	英語版に加えて、日本語版(PDF)とオンライン版(日・英)のアニュアルレポートを制作しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「T&D保険グループCSR憲章」を制定し、お客さまや株主の皆さまはもとより広く社会に対して、経営情報を適時適切に開示するとともに、積極的に対話を図ることとしております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSRへのグループとしての取り組みを明確にするために、「T&D保険グループCSR憲章」を制定し、「より良い商品・サービスの提供」、「コンプライアンスの徹底」、「人権の尊重」、「コミュニケーション」、「地域・社会への貢献」、「地球環境の保護」を通じて、生命保険業等の公共的使命と企業の社会的責任を果たすことを目指しております。さらに、「T&D保険グループ環境方針」を制定し、企業活動に際して、環境問題の重要性を十分認識し、地球環境の保

	護に配慮して行動しております。また、グループのCSR活動を取りまとめた「T＆D保険グループCSRレポート」を作成し、各ステークホルダーに配布するとともに、当社ホームページにも掲載しております。これらの活動をより一層充実させるため、グループCSR委員会を設置し、グループ一体となったCSR活動を推進しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「ディスクロージャー規程」を制定し、正確かつ積極的なディスクロージャーを実施することにより、株主、投資家、保険契約者、その他利害関係者を含めた社会からの信頼の維持及び向上を図ることとしております。また、「T&D保険グループコンプライアンス行動規範」を制定し、提供する商品・サービスの内容や会社及びグループの経営情報について正しく開示し、説明することとしております。
その他	・当社ではディスクロージャー資料を作成し、生命保険会社3社及び少額短期保険会社（ペット＆ファミリー少額短期保険株式会社）の拠点（本社、支社、営業所等）に備え置き、公衆の縦覧に供しております。また、生命保険会社3社ならびに少額短期保険会社でもディスクロージャー資料を作成し、各社の拠点及び主要な代理店等に備え置き、公衆の縦覧に供しております。当社ホームページにおいては、会社概要、経営情報や最新のニュースなど、分かりやすく適時適切に開示しております。 ・当社グループでは「多様な人材が働きがいを感じながら能力発揮できる企業風土づくり」を推進しています。 とりわけ女性が従業員の多数を占める当社グループにあって、女性のさらなる能力発揮は持続的な企業価値向上の源泉であり、女性の活躍推進はグループの重要な経営課題と認識しています。 この認識のもと、傘下の生命保険会社3社では、各社で人事・処遇制度の改定や各種の両立支援制度を導入するとともに、管理職候補者の研修やグループ合同のセミナー開催等により、女性のキャリア意識向上と管理職の意識変革に努めてまいりました。また、グループ協働で男性の育児休業取得促進や総労働時間の縮減策を実施し、誰もが働きがいを持って活躍することのできる職場づくりを進めています。 これら女性活躍推進取組みを着実に前進させるために、生命保険会社3社ではそれぞれのビジネスモデルに基づき、行動計画を策定しています。 詳細につきましては各社ホームページをご参照ください。 ・グループ共通の取組施策 計画的な管理職育成・登用の実施 キャリア形成・両立支援策の充実 管理職の意識改革促進 ・生命保険会社3社の行動計画 太陽生命 http://www.taiyo-seimei.co.jp/news/pdf/261111.pdf 大同生命 http://www.daido-life.co.jp/about/company/diversity.html T&Dフィナンシャル生命 http://www.tdf-life.co.jp/company/diversity.html

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、グループのコア事業である生命保険事業の社会公共性等に鑑み、経営の健全性・適切性の確保及び社会的負託に応えるため、業務執行を適正にコントロールすること、及びグループ運営の過程で生じる不測の事態がもたらす経営への影響を最小限にとどめることが重要と考えております。
この考え方に基づき、当社では会社法第362条第4項第6号に規定する「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」（内部統制システム）の整備に向けて、以下の体制を構築しております。

1．取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・「T&D保険グループCSR憲章」、「T&D保険グループコンプライアンス行動規範」及び「T&D保険グループコンプライアンス態勢整備基本方針」を制定し、法令等遵守に関する基本方針・遵守基準としてこれらを取締役、監査役、執行役員及び使用人に周知し、コンプライアンスの推進に取り組む。
・取締役及び執行役員は、これらの法令等遵守に関する基本方針・遵守基準に則り、善良なる管理者の注意をもって、会社のため忠実にその職務を執行する。
・取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、当社と利害関係を有しない社外取締役を選任する。
・取締役会の決議事項については、決議の前に法務専門部署のリーガルチェックを経るものとするとともに、取締役及び執行役員で構成する経営会議若しくはそれに準じる会議等で十分に審議・検討を行う。
・グループ全体のコンプライアンス態勢の監視及び改善等を目的としたグループ横断的な委員会を、取締役会の下部組織として設置する。
・すべての取締役、監査役、執行役員及び使用人が法令等遵守を実現するために、具体的な実践計画や手引書を策定し、職務執行におけるコンプライアンスの徹底を図る。実践計画の遂行状況については、グループ全体のコンプライアンス態勢を監視及び改善する委員会及び取締役会に定期的に報告する。
・反社会的勢力を断固として排除する姿勢を明確に宣言し、すべての取締役、監査役、執行役員及び使用人にこれを徹底させるための具体的な手順を整備する。
・グループ内のすべての取締役、監査役、執行役員及び使用人を対象とした内部通報制度を整備する。その制度では、守秘義務を負う外部の通報受付会社を通報先とし、さらに通報者に対する不利益な取扱いの禁止をルール化し、法令等違反行為を未然に防止又は速やかに認識するための実効性のある制度とする。
・使用人による不祥事故が発生した際の適正かつ迅速な対応方法及びその再発防止策の策定方法について規程を定める。
・他の業務執行部門から独立した内部監査部門による内部監査を実施する。内部監査を通じて各部門の内部管理態勢の適切性・有効性を検証・評価し、その改善を促すことにより、使用人の職務執行の適法性を確保する。
2．取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月開催するとともに、必要に応じて臨時にこれを開催する。
・組織及び職務権限に関する規程を定め、取締役及び執行役員等の職務執行に関する基本的職務・責任権限に関する事項を明確にすることで組織の効率的な運営を図る。
・コーポレートガバナンス体制の強化の観点から、監督と執行の責任の明確化を図るために執行役員制度を採用する。
・その他社内規程を整備することにより、取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
・グループの経営計画を適正に策定・運用するためのルールを規定し、それに基づき取締役会において経営計画の大綱を策定のうえグループの中期的な経営計画を決定する。また、同計画に基づき経営会議で審議のうえ、代表取締役は部門の執行計画を決定する。
・グループの中期的な経営計画の進捗状況及び推進結果については、定期的に経営会議及び取締役会に報告する。また、必要に応じて取締役会においてグループの中期的な経営計画の見直しを行う。
3．取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
・取締役及び執行役員の職務執行に係る情報は、文書の管理に関する規程によって保管責任部署及び保管期限を定め、適正に保管・管理する。
・グループの情報セキュリティに関するポリシー等の規程によって、グループの情報資産を適切に管理する方針を明確化し、当該情報資産を漏洩や改ざん又は事故や故障若しくは自然災害や火災による損害等から保護する体制を整備する。
・これらの情報については、内部監査部門による内部監査等により、保管・管理が適正になされていることを確認する。
4．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・グループにおけるリスク管理の基本的な考え方を定め、グループ全体のリスク管理体制を整備する。
・グループにおけるリスクを統括管理する委員会を設置し、統一したリスク管理指標に基づくリスクの状況についてグループ全体のモニタリングを通じて、グループ各社が抱える各種のリスクの状況を把握・管理する。
・グループの危機事態への対応に関する基本方針及び基本的事項を定め、グループ全体の危機対応体制を整備する。
・他の業務執行部門から独立した内部監査部門による内部監査を実施する。内部監査を通じて各部門の内部管理態勢の適切性・有効性を検証・評価し、その改善を促すことにより、リスク管理態勢の適正性を確保する。
5．当社及びその子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
・グループ全体の健全性及びコンプライアンス態勢の確保による保険契約者等の保護を前提とし、グループ企業価値の最大化を達成し、株主からの負託に応えるため、当社が直接的に経営管理する子会社と経営管理に関する契約を締結し、次の項目を明確にする。
1）グループで統一すべき基本方針
2）当社と事前に協議すべき子会社の決定事項
3）子会社が当社に報告すべき事項
4）当社による子会社への指導・助言
5）当社による子会社への内部監査の実施
・上記の「グループで統一すべき基本方針」には次の方針を含める。
1）グループ経営計画に関する基本方針
2）グループ経営資源配分に関する基本方針
3）グループ人事に関する基本方針
4）グループ自己資本管理に関する基本方針
5）グループのリスク管理及び危機対応に関する基本方針
6）グループのコンプライアンスに関する基本方針

7）グループの内部監査に関する基本方針
8）グループの資産運用に関する基本方針
9）グループの内部取引に関する基本方針
10）グループのCSR（社会的責任）に関する基本方針
11）グループの内部統制に関する基本方針
12）グループ内の業務提携等に関する基本方針
13）グループ内の利益相反管理に関する基本方針
14）グループの反社会的勢力対応に関する基本方針
・上記の「当社と事前に協議すべき子会社の決定事項」には、グループ運営に影響を与える重要な決定として、株主総会付議事項、経営計画、決算方針等のほか、当社が直接的に経営管理する子会社がその他グループ会社に対して行う経営管理のなかで重要な事項を含める。
6. 財務報告の信頼性を確保するための体制
・組織の内外の者がグループの活動を認識する上で、財務報告が極めて重要な情報であり、財務報告の信頼性を確保することは組織に対する社会的な信用の維持・向上に資することになることを強く認識し、財務報告に係る内部統制の整備に取り組む。
・財務報告に係る内部統制の整備に向けた基本的な計画を、内部統制報告書による報告年度単位に作成し、連結ベースの財務報告における内部統制の整備を当計画書に基づいてグループ全体で連携して進める。
・財務報告に係る内部統制の整備状況及び運用状況は、評価対象業務から独立し、かつ内部統制の整備及び評価に精通した内部統制評価部門によって評価する。さらに、他の業務執行部門から独立した内部監査部門によって、内部統制評価部門の業務運営の適切性を検証する。
7. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（1）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
・監査役の監査職務の補助及び監査役会の運営事務等を行うため、監査役室を設置し使用人を配置する。監査役室の人員配置及び業務等に関する規程を定める。
・監査役又は監査役会より監査役室の要員等についての要請があれば取締役及び執行役員はこれを尊重する。
（2）上記の使用人の取締役及び執行役員からの独立性に関する事項
・監査役室の使用人の人事評価・人事異動等に関し、監査役が意見を述べることができる体制を整備する。
（3）取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
・取締役及び執行役員は、監査役に取締役会、経営会議等重要な会議を通じて業務執行状況を報告する。
・取締役、執行役員及び使用人は、監査役による会社の重要な決裁書及び報告書の閲覧に関し、必要に応じ内容を説明する。
・取締役、執行役員及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、取締役及び執行役員の職務遂行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、内部監査状況に関する報告、内部通報制度に基づき通報された事実、その他の監査役監査のため求められた事項を監査役に報告する。
（4）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・取締役及び取締役会は監査役監査が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備に努める。また、監査役が監査の実施にあたり必要と認めるときは弁護士その他のアドバイザーを任用する機会を保障する。
・代表取締役は監査役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題のほか監査上の重要課題、監査役監査の環境整備等について意見を交換する。
・内部監査部門ほか法令等遵守を担当する部門は、監査役と定期的に会合を持ち、対処すべき課題等について意見を交換する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

＜反社会的勢力に向けた基本的な考え方＞
当社グループはT＆D保険グループコンプライアンス行動規範に規定した「市民社会の秩序や安全をおびやかす反社会的勢力や団体に対しては、毅然とした態度で対応し、断固として排除します。」という宣言に準拠して、以下のT＆D保険グループ反社会的勢力対応に関する基本方針を定め、当社ホームページで公表しております。
（1）組織としての対応
反社会的勢力からの不当要求に対しては、担当者や担当部署だけに任せずに、組織全体として対応します。また、反社会的勢力からの不当要求に対応する役職員の安全を確保します。
（2）外部専門機関との連携
反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
（3）取引を含めた一切の関係遮断
反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を遮断します。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。なお、他社(信販会社等)との提携によって融資取引等を実施する場合も同様とします。
（4）有事における民事と刑事の法的対応
反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。
（5）裏取引や資金提供の禁止
反社会的勢力の不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引は絶対に行いません。また、反社会的勢力への資金提供は、絶対に行いません。

＜反社会的勢力排除に向けた整備状況＞
（1）統括部署の設置
統括部署を設置したうえで、関係各部と協働して反社会的勢力に対する対応体制を構築しております。
（2）外部の専門機関との連携
顧問弁護士、所管警察署との連携体制を構築しております。
（3）反社会的勢力に関する情報の収集・管理
傘下会社や加盟団体等を通じ、反社会的勢力に関する情報を積極的に収集・分析して、T＆D保険グループ共有の反社データベースの充実に努めております。
（4）対応マニュアルの整備
反社会的勢力対応規程・反社会的勢力対応細則を設け、反社会的勢力への対応要領を定めております。
（5）研修活動の実施
コンプライアンス・プログラムに研修計画を定め、毎年定期的に反社会的勢力との関係遮断に向けた研修を実施しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

＜当社グループの会社情報の適時開示に係る社内体制の概要＞
当社グループの会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

1. 当社グループの適時開示に係る規程の制定
当社は、「内部者取引管理および適時開示に関する規程」を制定し、当社及び当社グループの重要な会社情報（以下、重要情報という）の管理と適時適切な開示、当社役職員の内部者取引管理等を実施しております。
また、当社グループ各社においても、当社と同様の諸規程を制定し、各社の重要情報の管理や役職員の内部者取引管理等を実施しております。

2. 当社グループの会社情報の適時開示に係る体制
当社は、「内部者取引管理および適時開示に関する規程」に基づき、経営企画部担当執行役員を重要情報管理責任者、各部長を重要情報管理者とするとともに、グループ各社においても、諸規程に基づき、重要情報管理責任者等を定め、両者が相互に連携する形で当社グループの重要情報について、適時適切な情報開示が実施できる体制を構築し、一層の適時適切な情報開示に努めております。

＜コーポレート・ガバナンス態勢＞

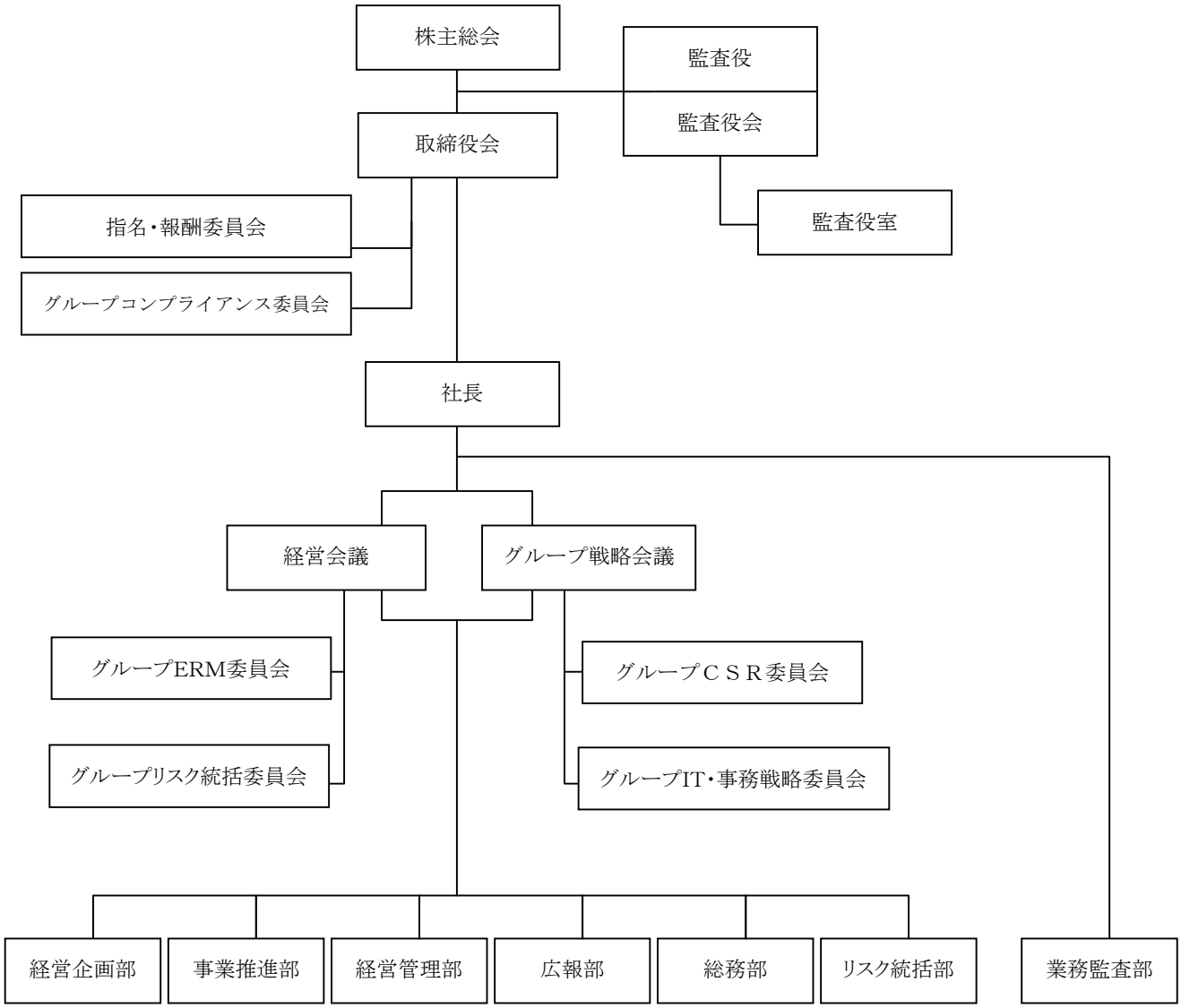

【当社グループの会社情報の適時開示に係る社内体制】

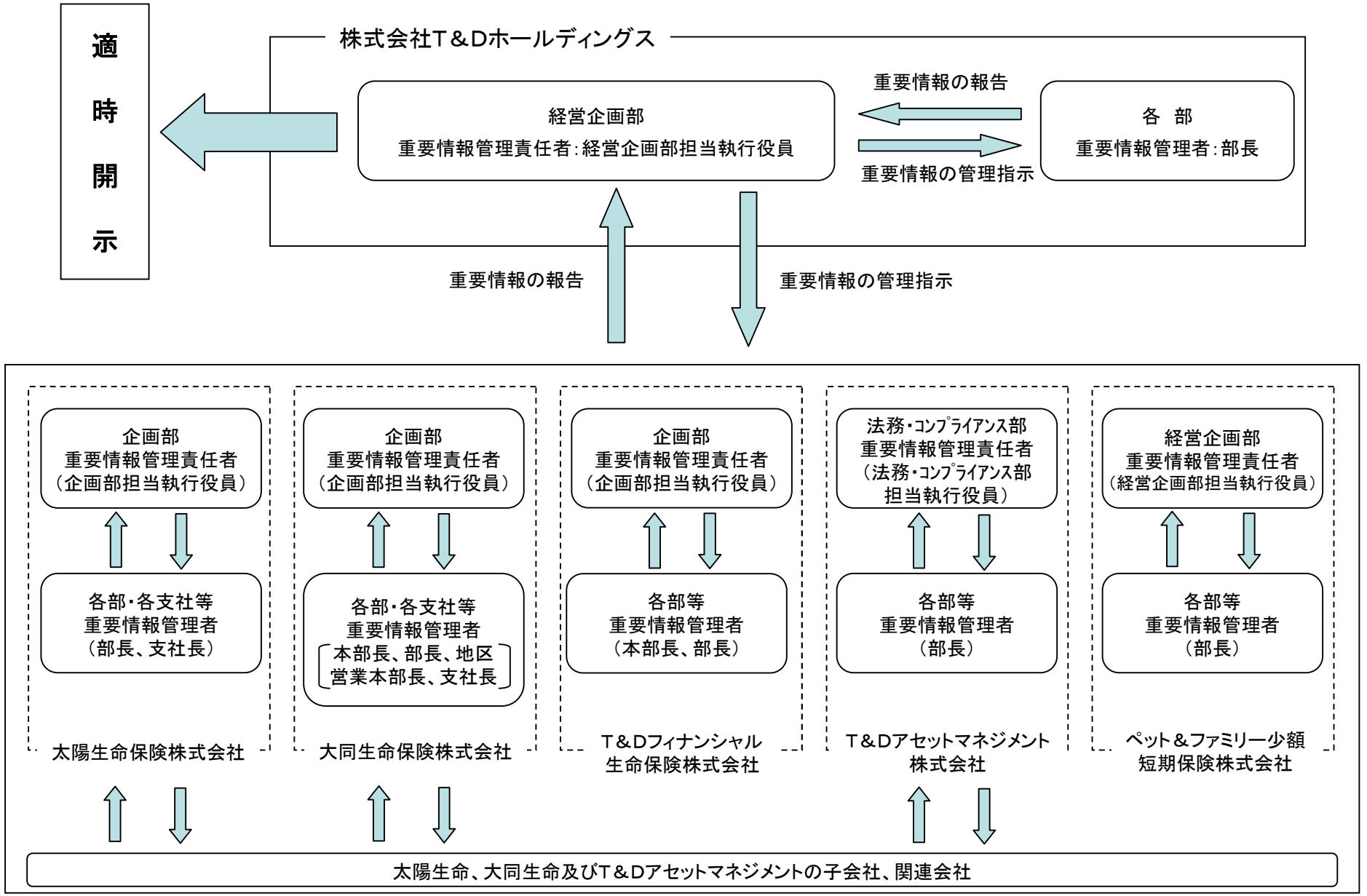

※太陽生命・大同生命及びT＆Dアセットマネジメントの子会社・関連会社は、窓口となる各社の重要情報管理者と連携をとります。